

事務事業名 健康づくり人材育成事業

出力日：令和04年03月24日

キーコード：1767

施策：	09	健康づくりの推進	財務コード	01040102-13-00
基本事業：	03	健康を支える環境の整備	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	健康づくりサポーターの年間活動回数 健康づくりサポーター（食生活）の充足率 健康づくりサポーター（運動）の充足率 救急医療で対応している科目数		担当課	健康推進課
			担当係	健康推進担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成01年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）					
市民			「筑紫野市健康づくりサポーターに関する規則」に基づき、健康づくりサポーターの養成・育成を実施している。 養成講座：健康づくり運動サポーターは毎年開催、食生活改善推進員は隔年開催。修了者に交付するサポーター証の有効期間は2年間とする。 更新講座：更新希望者は受講を必須とし、毎年開催。 食生活改善推進員養成講座（R2：隔年開催のため実施なし） 食生活改善推進員更新講習会（R2：更新者97人、調理実習は自宅学習としたため参加費なし、講座8回） 健康づくり運動サポーター養成講座（R2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 健康づくり運動サポーター更新講習会					
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）			・市民主体の健康づくりが活発化するための人材として健康づくりサポーターを養成する。 ・養成講習会受講後の健康づくりサポーターに対して、講習会を実施し、健康づくりサポーターの資質の向上を図る。					
4. 成果（簡易評価は未記入）								
成果指標名称	単位	01年度実績	02年度実績	03年度当初	04年度要求	05年度計画	06年度計画	目標
食生活改善推進員充足率	%	78.1	93.3	90	90			100
健康づくり運動サポーター充足率	%	96.4	98.5	98	98			100
5. コスト								
事業費	計	千円	419	63	395	392		
	国	千円		0	0	0		
	県	千円		0	0	0		
	地方債	千円		0	0	0		
	その他	千円	137	0	140	140		
一般	千円	282	63	255	252			
正職員人工数	人工	0.7	0.7	0.5				
正職員人件費	千円	5,646	5,620	3,961				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)	千円	6,065	5,683	4,356	392			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）								
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）	<状況> 食生活改善推進員の充足率は令和元年度より15.2%増加し93.3%です。健康づくり運動サポーターの充足率は令和元年度より2.1%増加し98.5%です。 <原因> 令和元年度に養成講座を実施しているため、退会された会員数を入会された会員数が上回ったことが要因で増加しました。 <課題> 健康づくりサポーターの年齢構成は70代以上の方が約半数を占めています。活動を維持できる会員数を確保するために養成講座を継続的に開催する必要があります。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）								
対象動向	維持	類似事業	なし	・健康づくりサポーターが周知されてきたことから、事業等への協力要請が増えており、地域からの要請に対応できるよう活動のできるサポーターを確保する必要がある。 ・健康づくりサポーターとしての意識づけの強化及び安定した講座運営にむけた見直しが必要である。 ・コロナ感染予防対策として講座の参加者数を減らすため、分散開催をしたため講座数が増えた。				
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし					
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし					
上位貢献度	影響度は大	業務推進課題	あり					
成果向上余地	大きい							
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）				改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）								
・H31年度より、健康づくりサポーター養成カリキュラム（内容・時間数）を見直した。 ・養成講座の質を担保するため、講座内容のマニュアル化を図り安定した運営に努める。								
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）				備考・特記事項 or 進行管理欄				
・平成9年度より食生活改善推進員の養成講習会を開始。 ・平成18年度より健康づくり運動サポーターの養成を開始、健康づくりサポーターとして、食生活改善推進員と健康づくり運動サポーターを位置づける。 ・H26年度より受講料の徴収はせず実費のみ徴収に変更した。				・H28年3月策定の「第2次健康ちくしの21計画」の推進にあたり、健康を支える環境の整備として市民主体の健康づくりの支援を位置づけ取り組んでいる。そこで、H28年度より本事務事業を新設し、健康づくりサポーター（健康づくり運動サポーター・食生活改善推進員）に係る内容を統合させた。				